本学の「活動指針」の改訂について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための活動指針については、本年7月28日に「レベル0 平常」、「レベル1 制限(小)」、「レベル2 制限(中)」、「レベル3 制限(大)」、「レベル4 制限(原則停止)」の5段階に応じた本学の教育・研究、業務等の諸活動に関する活動範囲を定め、示したところです。現在の状況がどのレベルに相当するかは、新型コロナウイルス感染拡大の状況を生活圏域及び近隣都県等を参考とし、本学コロナ対策本部会議で決定してきました。

前期については「レベル2」と位置づけ、この指針に基づき遠隔授業を基本とし、実験・実技・実習を感染拡大防止対策を講じながら実施してきました。後期については文部科学省の方針や学生・教員からの対面授業の実施を望む声を受け、感染対策を更に強化し対面授業を拡大してきました。

そこで来年度に向け、ウィズコロナを前提に教育・研究活動と感染拡大防止の両立を実現するため、活動指針を見直し新たに本学の活動制限方針のレベルに 「レベル 1.5 制限 (中①)」を加え改訂することにしました。レベル 1.5 の活動制限内容については、「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための活動指針(改定版)」のとおりです。

なお、学内での感染者の発生および都留市内でのクラスター発生について、報道が相次いでいます。本学としては、当面【レベル2 制限(中②)】を維持し、引き続き感染拡大防止に全力をあげてまいりますが発生状況によっては関係機関とも連携のうえレベルの変更等をおこなう場合がありますのでご了承ください。

本学としては、教育・研究活動と感染拡大防止の両立へ向け、引き続き教職員、学生の皆様と一致団結して対応していく所存です。皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。

理事長 福田 誠治 学 長 藤田 英典